

東京都福祉保健局に対する要望書への回答説明会記録

い

日時：平成 23 年 11 月 30 日（水） 10:00～11:00

場所：東京都庁第一本庁舎 25 階 112 会議室

<保健福祉局 出席者>

保健福祉局 総務部 企画経理課(司会)

同 障害者施策推進部 精神保健・医療課

同 同 計画課

<東京 LD 親の会連絡会出席者>

けやき 2 名

にんじん村 3 名

くじら 1 名

要望書回答【福祉・保健関係要望項目】

1. 発達障害者への東京都の制度整備等について

回答：(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

いわゆる自立支援法のつなぎ法により、障害者自立支援法のサービスをより良く、より受けやすくする観点から、発達障害者が発達障害者自立支援法の対象となることが明確にされました。東京都としては、これまでも取組んできている途上ではありますが、ライフステージを通じた切れ目のない支援を目指し、区市町村の発達障害者に対する取組みを支援すると共に、支援機関に従事する専門的人材の育成等の取組みを行っているところです。

法改正により、発達障害に対する認知度が増し、支援ニーズがいっそう高まることが見込まれます。このような支援ニーズに応えられる様、引き続き発達障害者への支援の向上につながる様な普及啓発や人材育成などに取り組んでいきたいと考えています。

2. 障害者手帳の更新期間について

回答：(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

昨年も同様の要望をいただいていた記憶があり、お気持ちとして理解するところではありますが、LD 等発達障害者の方についての更新期間を療育手帳と同様にすることについては、精神保健福祉手帳上、難しいものと考えています。国への働きかけを行うことは、現在のところ予定しておりません。

3. 障害基礎年金について

回答：(障害者施策推進部 計画課)

手当や年金制度等の所得保障については、基本的には国の役割と考えております。都は障害者の自立生活の基盤が確保できる様、年金手当制度のよりいっそうの充実を、他の自治体と共に国に要望しております。

4. 巡回支援専門員配置事業、発達障害者支援開発事業について

回答：(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

東京都では、国の発達障害者支援開発事業を活用しつつ、平成 19 年度から 21 年度にかけて、支援手

法の開発を目的に、都内 5 区市においてモデル事業を実施しました。

また、この成果を踏まえ翌 22 年度から、障害者施策推進区市町村包括補助事業により、早期発見 / 早期支援のためのシステム構築の取組みに対し、区市町村への補助事業を開始しました。本事業では、区市町村による、地域での専門相談等を実施する発達障害者支援拠点の設置以外に、保育所・幼稚園等への支援として巡回指導等を行う場合にも対応している等、国で今年度から開始した巡回支援専門医整備事業よりも、より幅広い支援内容に対して財政支援を行う内容となっており、今後も本事業の展開を進めていく予定です。

【質疑応答】

Q: (けやき) 項目4について

都内区 5 市でのモデル事業について、実施場所の具体名を教えてください。

A: (障害者施策推進部 精神保健・医療課)

モデル事業は、平成 19 年度から 21 年度の 3 カ年ということで実施し、世田谷区・豊島区・足立区・多摩市・立川市の 5 区市です。

Q: (けやき) 項目3について

親としては、地域での格差が気になります。他の自治体との調整をされているということであれば、内容をお聞かせ下さい。

A: (障害者施策推進部 計画課)

回答説明の中では、格差についての調整をしていると申し上げたのではなく、他の自治体と共に所得保障について国に要望していると回答しました。

年金事務について、東京都と他の自治体で調整しているという事は全くありません。

Q: (けやき)

情報として他県の様子など把握することはありますか。

A: (障害者施策推進部 計画課)

年金事務に関しては、東京都として全く行っていませんので、情報収集等もしております。

Q: (にんじん村)

年金支給決定の判断はどこでしているのでしょうか。

A: (障害者施策推進部 計画課)

事務については年金事務所です。判定等の具体的な事務は日本年金機構にお問合せ下さい。実際の受付窓口が、区市町村に一部と年金事務所にあります。都道府県では年金については一切タッチしていません。手帳関係は都道府県で判定を行っていますが、年金については国の方でほとんどの事務を吸上げ、年金事務所で一括して行っているという事です。

Q: (にんじん村)

国での判定作業であれば、居住の地域格差がでないという事でいいのでしょうか。

A: (総務部 企画経理課)

想像ではありますが、同じ事例でも差がでたという場合があったのかも知れません。しかし国が一律に事務を行うという事は、どこに住んでも同じ様に事務処理がなされるというためのものですから、本来なら格差がないはずです。真相は分かりませんが、たまたま事務所ごとに判断が異なったということかも知れませんが、基準は、同じ基準で行っているはずだと思います。

Q:(にんじん村) 項目1について

この法律の中に発達障害を明記してもらえたことを、非常に歓迎しています。さらに障害者基本法の改正も行われ、そちらにも発達障害が入ったことで、すぐにでも取り上げていただきたい項目ですが、支援者の育成ということが、都の方で具体的にどのようなことが行われているのかが、先程のご回答では今一つ見えてこないと感じましたので、再度お願ひいたします。

A:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

支援者育成についての取組みになりますが、都では、平成17年度に発達障害者支援法が施行されて以後、発達障害という領域に対する取組みを徐々に取り入れ、それ以前に全くなかったというのではなく、法の成立後特に力を入れてきたところです。

これまでの取組みでは、従前より東京都発達障害者支援センターの運営の一環で、支援者育成講座を、(年度によっては実施回数に若干違いはあります、)年4~5回、幅広く幼稚園・保育園・教諭から医療従事者・教育関係の方々に、その都度テーマを決めて実施してきたということがあります。

最近の取組みとしては、昨年度(平成22年度)から専門人材育成のための研修事業を別途立ち上げ、発達障害者相談支援研修と医療従事者向け講習会を実施しているところです。22年度には、それぞれ8日間ずつ研修を実施しました。相談支援研修と医療従事者向けとして、それぞれ相談支援中心に関わる方・医療従事者向けとして行っていますが、その職種に限らず、地域でお子さんに関わる保育園・幼稚園・小学校等の先生方等、様々な方に幅広く参加出席いただいて実施しているところです。今年度も継続して行っており、やはり同じ位の回数(8回)、後もう少しプラスして、年度末に何回か実施できればと調整しているところです。

昨年度は、毎回、一回あたり定員80名として実施し、50~60名程度の参加人数の回もあれば、反対に100名以上の申込みにより窮屈な中で受講いただいた回もあり、のべ900名以上の方に受講していました。

発達障害に対する認識は、社会的にまだまだというところもある一方、広がりつつある様にも感じています。研修内容は、そのあたりも踏まえつつ、専門職種の方々にも基本的な理解からという事で、ごく基本的な「発達障害とは」という高機能自閉症やLD(学習障害)等の基本的な障害についての話から、現在の法制度的な話、制度上のサービス・現行支援上の話等、更にそれぞれのライフステージごとに、子どもの時の支援の話、成人期になってからの就労支援と現状・課題等の話、現に就労支援等に携わっている施設の方による現場での生の「障害とは」から課題等の話等、多岐多様にわたっています。

Q:(にんじん村)

支援拡充についていろいろ研修されているという回答でしたが、親の会でも親の支援に関して注目しているところです。国では、厚生労働省でペアレンツメントという施策を進めていますが、家族支援という事で親や家族の研修というものも必要かと思っています。こういった計画はありますか。また、親を取り込んだ相談、親が相談者となったりピアカウンセリングを行うような施策の計画はありますか。

A:(障害者施策推進部 精神保健・医療課)

広く発達障害者支援という事には、お子さんにとって親御さんですが、一番身近に接する、また支援に関わる方々を含めての支援それ自体が重要です。身近なご両親が疲れ果てて、二次的に困難を深めるということは色々な場面で耳にしており、憂慮しています。親を取り込んだ支援という事では、当事者同士の支援というところでピアカウンセリングがあり、それが重要であると認識しています。実際に都の施策としての具体的な計画は、現時点でそれ自体に特化してのものはありません。しかし普及啓発の中で、その取組みも含めて重要であるという事を支援従事者の方々へ働きかけていきたいと思います。

都としては包括補助事業として、各区市町村に対する補助事業を実施しており、各区市町村における発達障害者支援の取組みに対して補助を行っています。巡回支援など国の支援としても取上げられる様になってきましたが、最初それらも広がっていない時から、先駆的に巡回相談や巡回支援等、新たな支援の取組み方があるのではないかといった区市町村独自の取組みに対しても、できるかぎり柔軟に、都としては補助していくというスタンスで対応しています。そう言った中でピアカウンセリング等これから見出されるものもあるかも知れませんが、柔軟に対応していきます。

Q:(にんじん村)

要望書項目の一番について、提出させていただいた理由として、発達障害者支援法が施行されてから数年以上も経っておりますが、具体的な支援が始まらないことが難しいところで、例えば早期発見で発見されても、その後の療育等に繋がらない事などがあります。最近親の会会員で外出支援を受けた方がありますが、その方が初めての例です。本当に具体的な支援に繋がる様に、これから研修するだけでなく、研修が具体的な支援に繋がるようにしていただきたいと希望しています。今後法的にも福祉的な部分が変わっていくのだと思いますが、発達障害者はどんな支援が受けられるのかが不明瞭(ぼんやりして)で良く見えないという事があります。そこを明確に文章化したものがほしいと思っているところです。質問ではありませんが、希望としての意見を申し述べさせていただきました。
実施されている研修の内容(プログラム)の一覧がありましたら、後でコピーさせて下さい。
どうもありがとうございました。

以上